

## 適正運賃収受や物流生産性向上のための法改正等

○以下について、通常国会での法制化（2024年通常国会）

- ・一定規模以上の荷主・物流事業者に対する荷待ち・荷役時間短縮に向けた計画作成の義務付け
- ・トラック事業における多重下請け構造是正に向けた実運送体制管理簿作成、契約時の書面による交付等の義務付け 等

○トラックドライバーの賃上げ等に向けた貨物自動車運送事業法に基づく「標準的運賃」の引上げ及び「標準運送約款」の見直し（2023年度中措置。10%前後の賃上げ効果）

○悪質な荷主・元請事業者への監視・指導の徹底（トラックGメンによる集中監視）

### 【荷主・物流事業者に対する規制的措置】

荷主等が取り組むべき措置の例 <パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 【トラックGメンの活動実績】

月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数



令和6年1月26日

物流・自動車局

貨物流通事業課

トラックGメンによる  
「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果  
— 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施 —

- 国土交通省では、令和5年11月・12月をトラックGメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を抜本強化し、164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施しました。(別紙1参照)
  - 加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、初めて2件の「勧告」を実施しました。(別紙2参照)
  - 「集中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を徹底するとともに、今般「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラックGメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。
- トラック事業者への全数調査や、トラックGメンによる関係省庁と連携したヒアリング等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、164件の「要請」(荷主82件・元請事業者77件・その他5件)及び47件の「働きかけ」(荷主26件・元請事業者19件・その他2件)を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。「要請」等の月当たりの平均実施件数は、106.5件(うち「要請」82件、「働きかけ」23.5件)となり、トラックGメン発足前の1.8件から大幅に増加しています(別紙1参照)。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた者(荷主1社、元請事業者1社)については、当該荷主等が、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「勧告」し、その旨を「公表」しました(別紙2参照)。
- なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示しました。今後の取組状況等については、トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、「勧告・公表」を含む厳正な対応を実施してまいります。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課

トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉

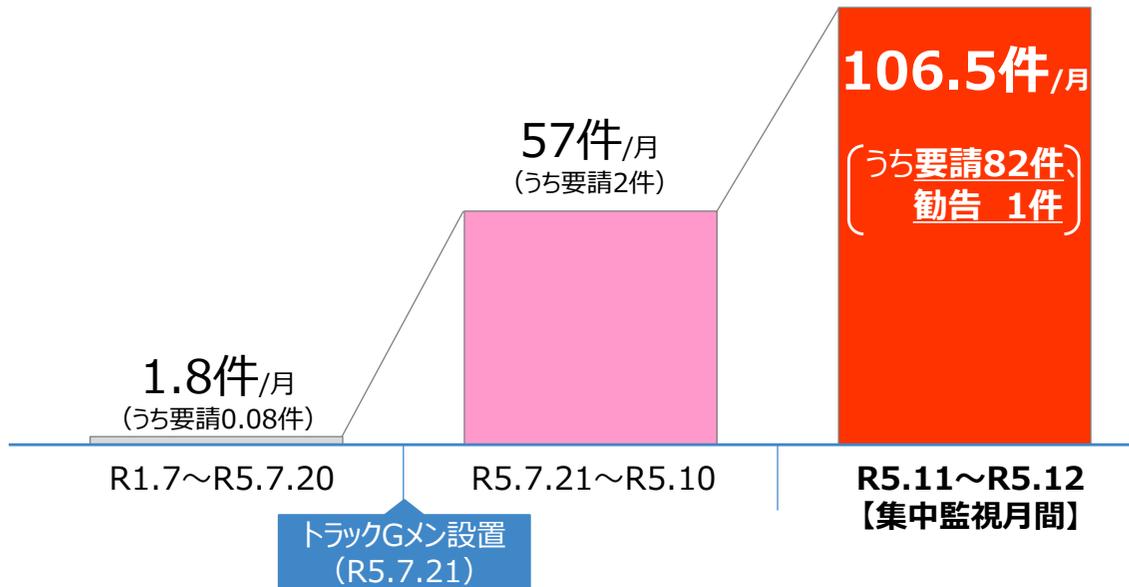
代表 03-5253-8111 (内線 41353、41334)

直通 03-5253-8575

- **「物流革新に向けた政策パッケージ」**(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく**「働きかけ」**や**「要請」**を実施。
- **令和5年11月・12月**を**「集中監視月間」**と位置づけて取組を強化し、過去に要請を受けたにもかかわらず、**依然として違反原因行為**をしている疑いのある荷主等に対し、**初めての「勧告」(2件)**を実施(令和6年1月26日)したほか、**「働きかけ」「要請」による是正指導を徹底**。

### トラックGメンの活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



### 「集中監視月間」の取組

#### 集中監視月間における実績

- **勧告**： **2件【初】** (荷主1、元請1件)
  - **要請**： 164件 (荷主82、元請77、その他5)
  - **働きかけ**： 47件 (荷主26、元請19、その他2)
- ⇒ 計213件の法的措置を実施

#### 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (62%)
- 運賃・料金の不当な据置き (14%)
- 契約になかった附帯業務 (13%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運行の要求 (3%)
- 異常気象時の運行指示 (1%)

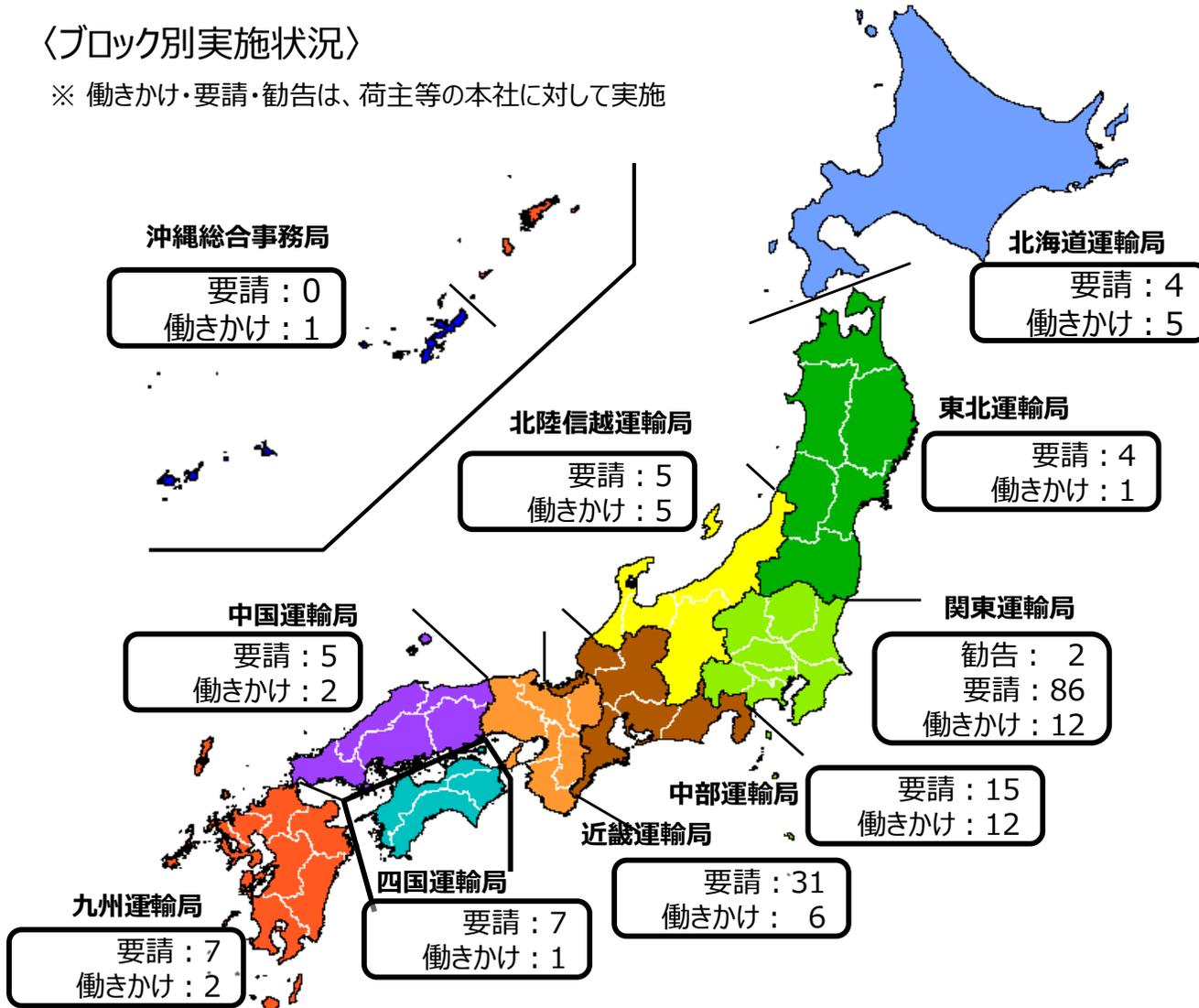
今般**「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等**については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

# 「集中監視月間」働きかけ・要請・勧告実施件数

- 悪質な荷主や元請事業者等に対し、全国で**164件の「要請」**及び**47件の「働きかけ」**を実施し、違反原因行為の早急な是正を措置。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた2者に対し、初となる「勧告」を発動し、その旨を「公表」**。

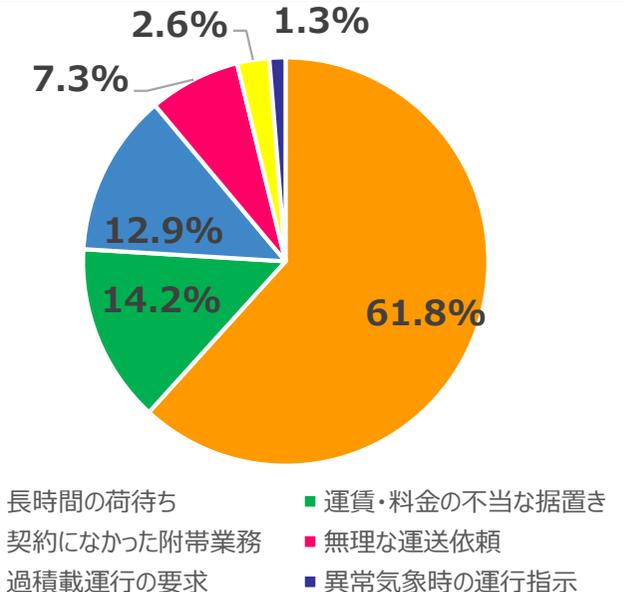
## 〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等の本社に対して実施



対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	2	荷主1・元請1
要請	164	荷主82・元請77・その他5
働きかけ	47	荷主26・元請19・その他2

## 「集中監視月間」の働きかけ・要請・勧告実施件数の違反原因行為内訳



# トラックGメン業務の対応状況について

## ◆トラックGメンの認知度

- ・ 運送事業者には概ね認知はされており、運送事業者やドライバーからトラックGメンに、直接荷主情報が寄せられることもある。
- ・ 認知度を向上させるため、(独)自動車事故対策機構、トラックステーションへのチラシ備付け依頼及び各県運輸支局窓口でのチラシ配布や、街頭点検時にトラックドライバーへのチラシ配布を実施した。

## ◆ プッシュ型情報(電話による調査)

- ・ 運送事業者は情報収集に協力的である。

### (情報収集で寄せられた声)

- ・ 2024年問題とメディアで報じられるようになり、交渉がスムーズに行えた。
- ・ 荷主の方から「2024年問題への対策は大丈夫か」と言ってもらっている。
- ・ すでに荷主と協力し改善へ向けて動いている。
- ・ 現在交渉中だが、荷主の対応によってはトラックGメンへ相談したい。
- ・ 高速代を支払ってもらえない荷主との契約は切った。
- ・ 関東以西の運送は断っている、荷主には「これまで翌日着だった荷物が翌々日になる」と説明している。
- ・ 運賃交渉したところ門前払いだったが、荷主に特定される恐れがあるので働きかけはしないほしい。

## ◆ 働きかけ

### (働きかけに対する荷主の反応)

- ・ これまで運送事業者へ丸投げであったが、荷主として社内調査を行い改善していく。
- ・ 荷主の考え方も変えないといけない時代だと思っている。
- ・ 改善するにあたり、荷待ち時間の考え方を知りたい。
- ・ 運送事業者はアウトソーシングしていたが、荷主としても責任を持って関与し、200kmを超える運行は高速道路を利用させ、長時間運行にならないよう調整したい。

### 【事例】 違反原因行為：長時間の荷待ち、契約にない附帯業務

→相談者からの申告に基づき荷主へ働きかけを実施したところ、荷主は以下の対策を実施していた。

- ・ 使っている荷下ろしバースが少なかったため、使っていなかった空きバースを使用し、リフトも活用し回転を早くした。
- ・ 荷待ち時間については、社内調査を行い納品時間を指定するなど削減への対策を検討。
- ・ 附帯業務については別契約で行っているが、下請、孫請けまで契約内容が行き渡っていない可能性があるため、関係する運送事業者に対して、改めて周知することにした。

# 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

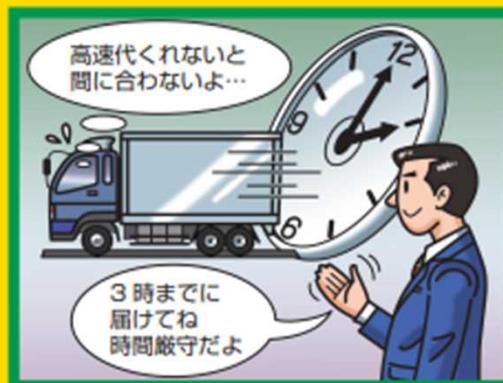
情報ください



「目安箱」  
投稿サイト  
(国土交通省HP内)

## 恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務  
違反を招くおそれ  
があります。



## 無理な到着 時間の設定

最高速度違反を  
招くおそれがあり  
ます。

## 過積載になる ような依頼

過積載運行を招く  
おそれがあります。



## 異常気象時の 運行指示

輸送安全確保義務  
違反を招くおそれ  
があります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に  
対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 貨物課 022-791-7531



トラックGメン  
ポータルサイト

※内容は順次更新中

青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501 (音声案内3)  
宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517 (音声案内3)  
山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711 (音声案内3)

岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154 (音声案内3)  
秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811 (音声案内3)  
福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345 (音声案内3)

# 「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

## 【働きかけ・要請の手順】



## 【働きかけ後の改善事例】

**依頼(契約)になかった附帯作業**  
(食品製造卸会社・真荷主等)

– 改善策 –  
作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結

Thought bubble: 附帯業務はさせられるのに、お金もらえないんだよな… (I have to do extra work but don't get paid for it...)

## 【要請後の改善事例】

**長時間の荷待ち(製造業・発荷主)**  
働きかけ後の再発により要請実施

– 改善策 –  
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施

Worker: ええ～ またですか (Yes, is it again?)  
Manager: 悪いね～ もう少し待ってて (It's bad, please wait a bit more...)  
Worker: 改善してくださいってお願いしたのに… (I asked for improvement but...)

## 目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

トラックの種類	トラックの用途
いつ	月
荷主	記入例
場所	記入例
内容	記入例

**トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。**

## 投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
  - …長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
  - …いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
  - …加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
  - …農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
  - …会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
  - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

令和5年12月15日  
物流・自動車局貨物流通事業課

「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言を公表します。

国土交通省では、本年8月より、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」を計3回開催し、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について、見直しに向けて学識者の皆様を交え、議論を行いました。今般、本検討会の提言を作成・公表いたしましたので、お知らせいたします。

検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の提言を取りまとめ。

1. 「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」提言の概要（別添参照）

① 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引き上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ
- 原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 待機時間料に加え、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記

② 多重下請構造の是正等

- 「下請け手数料」を設定
- 荷主、運送事業者双方が運賃・料金等を記載した電子書面を交付することを明記

③ 多様な運賃・料金設定等

- 共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定
- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

等

2. 今後のスケジュール

検討会における議論や提言を踏まえて、令和6年1月以降、「標準的な運賃」については運輸審議会への諮問、「標準運送約款」についてはパブリックコメントを経て、改正。

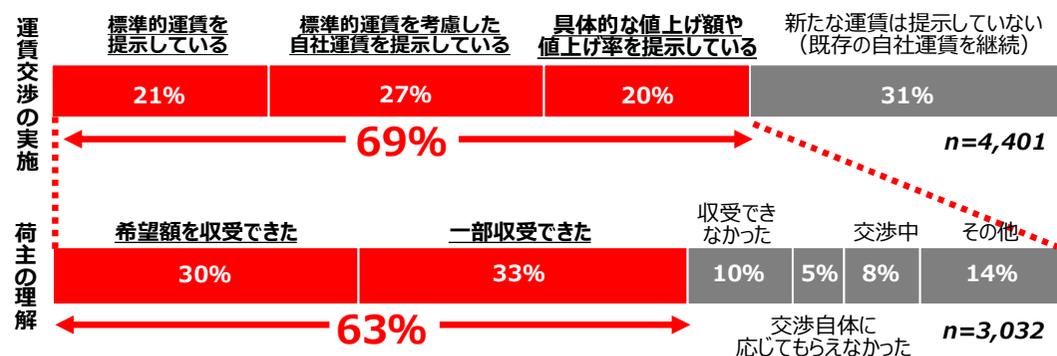
【連絡先】 物流・自動車局貨物流通事業課 運崎 宮屋敷 武藤（内線 41333）  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8575

- トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、**荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、「**標準的運賃**」制度を創設（令和2年4月告示）。
- **実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、令和5年中に所要の見直し**を図るため、「**標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会**」（※）を設置し、論点整理と方向性について議論を実施。

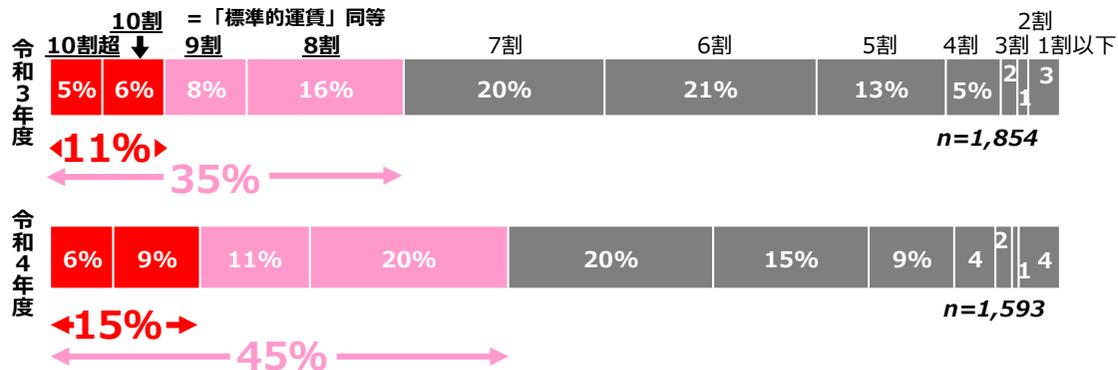
（※） 行政機関（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

### 「標準的運賃」の活用状況

＜標準的運賃に係る実態調査結果（令和4年度）の概要＞



＜「標準的運賃」と契約額の乖離状況＞



### 見直しの方向性

- 「標準的運賃」について、以下の見直しを行う。
  - 燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるように、**運賃水準の引上げ幅を提示**
  - 荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について、**標準的な水準を設定**
  - 下請けに発注する際の手数料の設定 等
- 併せて、「標準運送約款」について、**契約条件の明確化等**の見直しを行う。

### 見直しに向けたスケジュール

令和5年 8月30日 第1回検討会（論点整理）  
 10月27日 第2回検討会（提言素案の整理）  
 12月7日 第3回検討会（提言取りまとめ）

⇒令和6年1月以降、運輸審議会への諮問等を経て、「標準的運賃」及び「標準運送約款」を改正

# 「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

## 1. 荷主等への適正な転嫁

### <運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

### <荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4セラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を収受**する旨を明記【約款】
- 「**有料道路利用料**」を個別に明記するとともに、「**運送申込書／引受書**」の雛形にも明記【運賃】【約款】

## 2. 多重下請構造の是正等

### <「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- 「**下請け手数料**」（運賃の**10%**を別に収受）を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

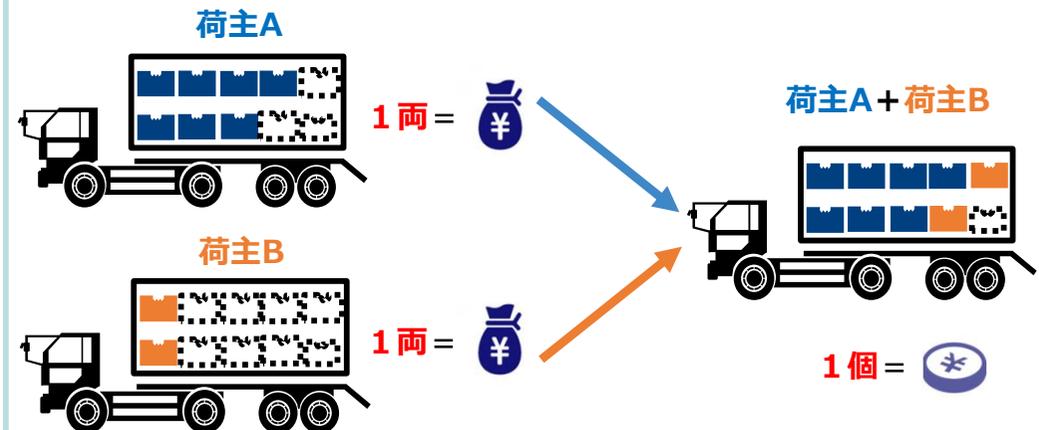
### <契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を**交付**することを明記【約款】

## 3. 多様な運賃・料金設定等

### <「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

### <その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

# 安心を見せる！ 人が集まる！

認証があるなら安心！  
ドライバーの仕事、  
やってみようかな。



職場環境は心配なさそう。  
だから、私も  
チャレンジできるかも！



働き方改革や職場環境改善の取り組みを  
“見える化”して業界に人材を呼び込もう

## 国土交通省・関係団体からのメッセージ



国土交通省  
物流・自動車局長 鶴田 浩久 氏

### いざ、ドライバー不足解消へ

国土交通省は、本制度により各事業者の労働環境改善等の取り組みが「見える化」され、ドライバーになりたいと思う方や、長く活躍していただける方の増加につなげたいと考えています。多くの事業者にも本制度が活用されるよう、引き続き、制度の充実・普及に取り組んでまいります。



公益社団法人 全日本トラック協会  
副会長 経営改善・DX推進委員会委員長 庄子 清一 氏

### 優秀な人材を呼び込む契機

事業継続のために不可欠であるドライバーを確保するには、労働時間・労働条件等の改善の取り組みを「見える化」し、トラックドライバーの魅力を高めていくことが大変重要です。人材を呼び込む契機として、本制度を積極的に活用しましょう。



公益社団法人 日本バス協会  
理事長 石指 雅啓 氏

### 運転者不足解消の切り札

バスは地域住民の生活を支える交通インフラとして大きな役割を果たしています。本制度は、ドライバーが安全運転に注力できるよう労働環境の改善に努めていることを事業者が広く示すものです。求職者がバス事業者を選ぶ際の参考となり、運転者不足解消の切り札になるものと期待しております。



一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会  
副会長 武居 利春 氏

### 働き方改革の「見える化」を

今、タクシー業界では、ドライバーを集めて稼働率を上げることが急務です。人材確保には働き方改革を進める事が重要ですが、その努力を求職者に見せるために、ぜひ本制度の認証を取得してください。認証の取得は国の人材確保・二種免許取得支援措置の優遇措置の対象です。

申請  
期間

2024年度： 三つ星

2024年4月16日～2024年5月31日

2024年度： 一つ星・二つ星

2024年7月1日～2024年9月15日

# 使っています! 認証マーク!



▲ 働きやすい職場認証ステッカー



車両に



会社のWEBに



事務所に



名刺に



求人票に



会社の説明会に



トラック事業者様

## ハローワークでも効果てきめん!

認証取得事業者はハローワークでのサポートが手厚く、求職者の目にとまりやすい求人票も作成できます。その効果が、女性ドライバーへの応募がありました。

## 会社説明会で採用効果を発揮!

職場環境の改善に力を入れてきましたが、自社で宣言しても説得力がありませんでした。今回、第三者機関からの認証取得を前面に出すことで採用に効果が表れています。



タクシー事業者様



トラック事業者様

## 高校教員や親御さんへの安心感が違います!

国土交通省が創設した認証ということもあり、高校新卒採用の際、教員や親御さんに「安心な就職先だ」と納得していただけ、会社説明がしやすくなりました。

## 認証マーク表示で職場づくりのアピール!

認証について「労働環境や労働条件の改善に積極的に取り組んでいる事業者を認定するマークです」と説明することで、職場作りについて具体的に説明しやすくなりました。



バス事業者様

## 認証取得によるインセンティブ

### 国土交通省の監査について

「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち対面による審査を受け合格した営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定を整備。

### 国土交通省の補助金 (2023年度実績)

#### ■トラック関係

- テールゲートリフター導入支援：申請件数が予算額を超えて抽選を実施する場合、本認証制度取得事業者等を優遇
- 予約受付システム等支援及び大型等免許取得支援：本認証制度取得事業者等が申請対象

#### ■バス・タクシー関係

- 二種免許取得支援：予算の範囲内で本認証制度取得事業者を優遇



制度の概要、申請の詳細なご案内はこちらから  
<https://www.untenshashokuba.jp/>

国土交通省指定 運転者職場環境良好度認証制度 認証実施団体  
 一般財団法人日本海事協会 交通物流部  
 〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2412

ClassNK